平成２３年（フ）第２４７号
長野県中野市大字壁田1102番地
破産者　山﨑　照夫
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
三重県北牟婁郡紀北町海山区島勝浦396番地20、開始決定時の住所愛知県丹羽郡扶桑町高雄字定松郷57番地３　中村長與方
破産者　中村　直保
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第６０６９号
大阪府吹田市南正雀２丁目24番26号、開始決定時の住所大阪府摂津市千里丘東４丁目１番16号
破産者　髙柳　　大
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２４７号
大阪市住吉区住吉１丁目４番７号オーベル阪下101号
破産者　住田　昌治
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２０９号
堺市堺区海山町４丁167番地５　メゾン海山101号、開始決定時の住所堺市堺区松屋町２丁33番地
破産者　音田　　宏
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９３号
大阪府高槻市奈佐原４丁目21番２―402号、前住所京都府亀岡市東別院町鎌倉見立19番地116
破産者　橋本　正人
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８８号
大阪府東大阪市太平寺２丁目６番６号
破産者　三國　昭二
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１５号
京都府長岡京市梅が丘３丁目131番地２、事業所所在地大阪府三島郡島本町江川２丁目13番２―101号
破産者　ナンバ眼科医院こと　難波　　健
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９９７号
大阪府八尾市久宝園３丁目112、開始決定時の住所大阪府八尾市刑部２丁目18番地の10
破産者　中嶋　弘和
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２２９号
大阪府門真市幸福町16番１号
破産者　木村　重明
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６６６号
大阪府東大阪市若江西新町２－５－６　ベルエスポワール202号、開始決定時の住所大阪府八尾市小畑町２丁目13番地の９
破産者　左野　博昭
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３０２号
大阪市住吉区帝塚山西１丁目11番帝塚山グリーンハイツＡ―417号、開始決定時の住所大阪市阿倍野区阪南町２丁目29番23号
破産者　河原﨑　明
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５１９号
大阪府泉南郡岬町深日2240番地の45
破産者　高山　隆志
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７４８号
大阪市中央区本町橋８番３―1205号
破産者　庄田　久子（旧姓杤尾）
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８８２号
大阪府堺市堺区出島町２丁７番46―203号、開始決定時の住所大阪市西成区花園南２丁目３番８号プレファシオ天下茶屋エスタシオン601号
破産者　清水　孝洋
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９３２号
大阪府東大阪市小若江２丁目９―33　アバハイム西村808号、開始決定時の住所大阪府東大阪市源氏ケ丘４番９号
破産者　佐々木克成
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部